

2

海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全

2

海洋国家としての我が国の地位を堅持するための国境離島の維持・保全

1 海洋国家としての我が国の地位を堅持するための 国境離島の維持・保全

(提案要求先 内閣官房・内閣府・外務省・文部科学省・農林水産省・
経済産業省・国土交通省・環境省)
(都所管局 総務局)

南鳥島近海におけるレアアースの資源調査・開発の推進や、尖閣諸島の戦略的な活用など、我が国の排他的経済水域等の根拠となる国境離島の維持・保全により、海洋国家としての我が国の地位を堅持すること。

<現状・課題>

我が国は世界第6位となる広大な領海・排他的経済水域や大陸棚を有する。豊富な水産資源や多様なエネルギー・鉱物資源を有する海洋は、我が国の活力や富の源であり、生じる利益は、都民はもとより、全ての国民に及ぶ。国は、平成27年6月に「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」を改正したが、排他的経済水域等の權益を確保し、海洋国家としての我が国の地位を堅持するためには、いわゆる国境離島が極めて重要な役割を担っており、その重要性について、今後も普及・啓発を行い、理解を深めるとともに、周辺海域の警備体制強化も含めて、島々を適切に維持・保全していくことが必要である。

伊豆諸島や小笠原諸島を所管する都は、沖ノ鳥島等の国境離島の利活用を図るなどにより、我が国のおよそ4割を占める排他的経済水域や大陸棚の保全に資する取組を推し進めてきた。

こうした中、平成24年に南鳥島近海において確認された高濃度のレアアースを含む泥には、ハイテク産業に不可欠ながら世界的生産量の少ない重レアアースが多く含有されることから、産業など東京が持つ都市力や都民生活の維持発展にとって重要である。

国は、平成25年度から、新たな海洋基本計画に基づき資源量調査及び技術分野の調査・研究に取り組み、平成28年7月に資源ポテンシャル評価としてとりまとめたところであるが、引き続き南鳥島近海のレアアース泥の資源調査を効率的かつ効果的に実施し、開発に向けた取組を進めていくことが必要である。

尖閣諸島もまた、排他的経済水域等の權益確保を図る上で極めて重要な国境離島である。平成24年、都はこの島々を公有化して所有を安定させた上で、その活用を図ろうとした。都がこの基本方針を打ち出した後、これに賛同する約10万4千の方々から14億円を超える寄附金が寄せられた。

同年9月、都は洋上から現地調査を行い、自然環境の保全や地元自治体が強く要望する漁業者のための施設等の設置などの必要性を確認した。

その後、島々は国の所有となった。その活用は国において行われるべきもので

あることから、都は、寄せられた志を国による島々の活用に資する取組のための資金として託せるように、平成25年3月、尖閣諸島活用基金を設置した。

国は、多くの方々の貴重な志を受け止め、尖閣諸島の活用を図る必要がある。

さらには、その他の国境離島についてもその維持・保全に万全の備えを講じる必要がある。

<具体的要求内容>

(1) 国境離島に関する維持・保全策の推進

- ① 排他的経済水域等の権益確保の実効性を高めるために、国境離島について、低潮線の保全のほか、社会経済活動の基礎となる公共施設を整備し自然保護や漁業振興を図るなど、あらゆる維持・保全策を推進すること。
- ② 国境離島に関する普及・啓発を行うこと。
- ③ 国境離島の保全・管理・振興を図るため、必要な法整備を進めること。
特に、有人国境離島地域については、伊豆諸島の一体的な維持・振興を図れるよう、伊豆諸島北部地域を特定有人国境離島地域に加えること。

(2) 南鳥島近海のレアアース開発等の推進

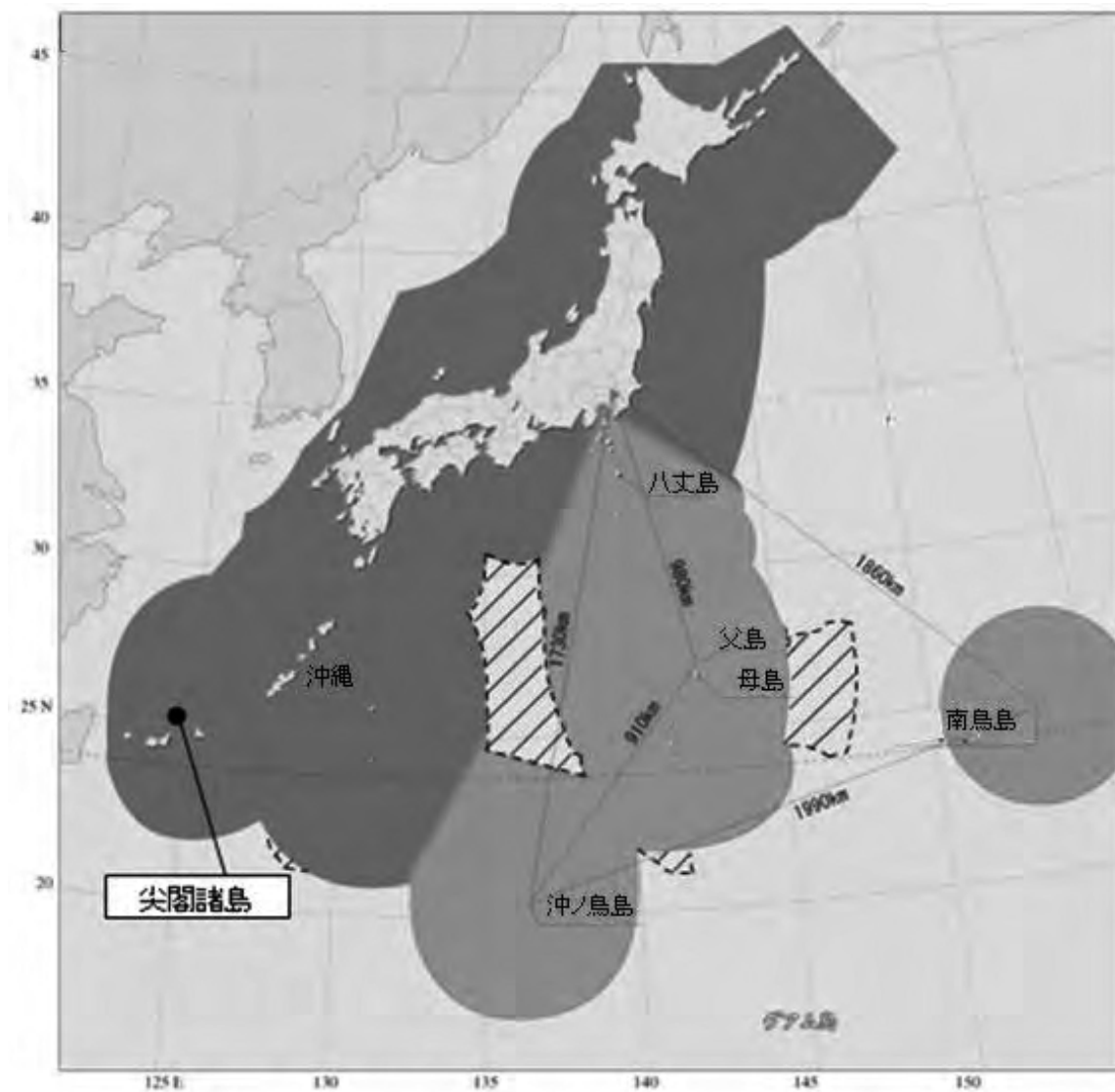
- ① 南鳥島近海のレアアース泥の資源量等調査を、経済産業省や文部科学省等の関係省庁が一体となり、効率的かつ効果的に実施し、引き続き有望海域の特定を進めること。
- ② レアアースの開発・生産に当たっての揚泥、製錬、残渣処理等に関する技術的検討・調査及びこれらの環境影響評価等を今後も進めること。
- ③ 南鳥島の利活用の推進のために、効率的な物資輸送を可能とし、かつ、海洋資源開発の拠点等となる港湾施設等の建設整備を着実に推進するとともに、航空機を活用してより迅速な対応ができるよう滑走路の延伸等の整備を行うこと。

(3) 尖閣諸島の戦略的活用の実施

- ① 国の所有となった尖閣諸島について、ヤギの被害から貴重な動植物を守ることや、海岸漂着物の処理などにより自然環境を保全し、また、地元漁業者のための船溜りや無線中継基地、さらには有人の気象観測施設といった地元自治体が強く要望する施設を設置するなど、有効活用を早急に図ること。
- ② 尖閣諸島周辺海域における経済活動の継続の観点から、日台漁業協定で定められた法令適用除外水域等においても地元漁業者が確実に操業できるよう、地元自治体等の意見・要望を踏まえて支援策を講じるなど、地元漁業の振興に向けた取組を推進すること。
- ③ 尖閣諸島の史実や自然環境保全の重要性等について、国内外へ効果的に情報を発信し、国際社会への一層の理解促進を図ること。

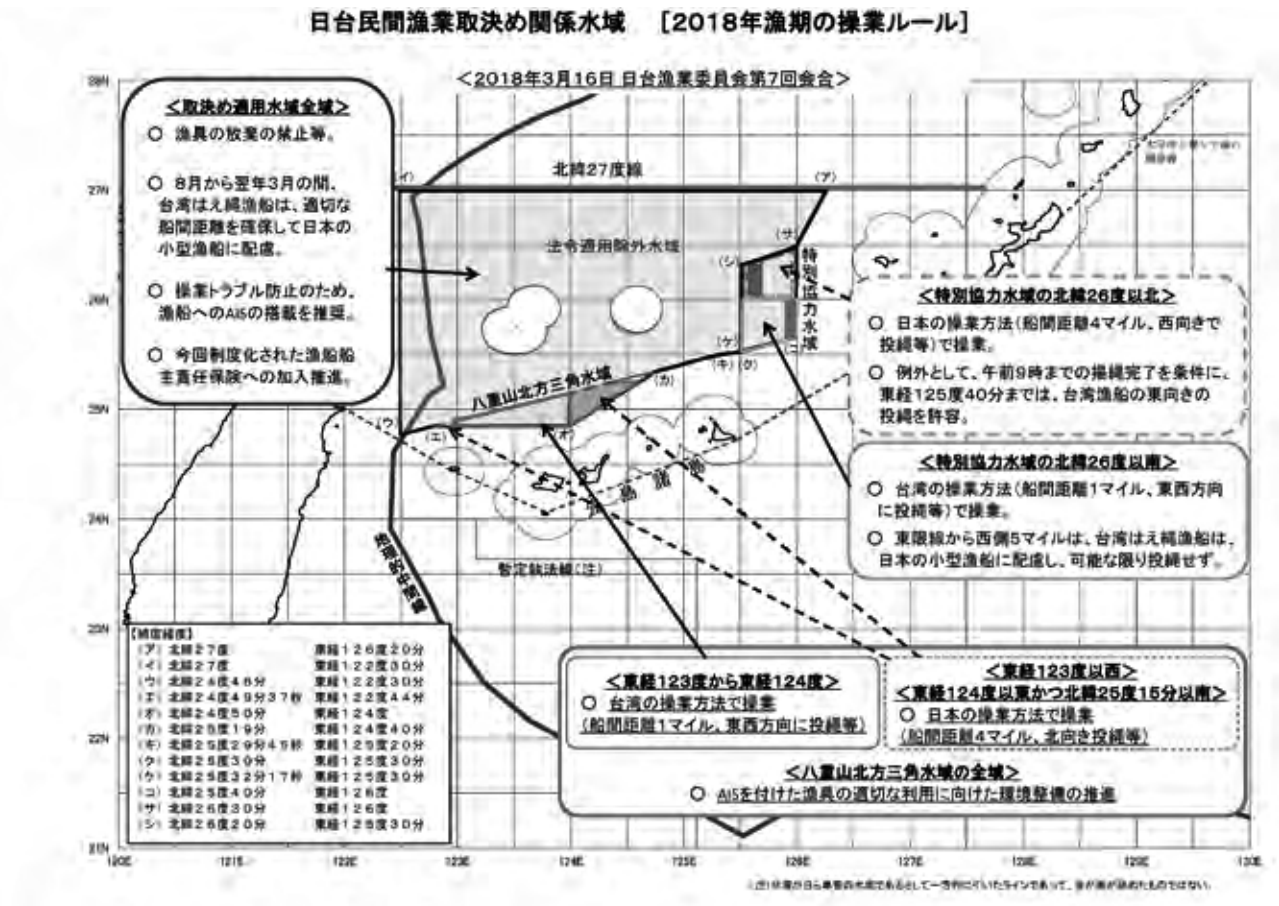
参 考

【日本の排他的経済水域（EEZ）及び延長大陸棚】



- 東京都に接する排他的経済水域
- 上記以外の日本の排他的経済水域
- ◇ 日本の延長大陸棚 (日本の延長大陸棚 (平成24年4月大陸棚限界委員会勧告分))

【日台民間漁業取決め関係水域】



※ 法令適用除外水域

日台双方が自らの漁業に関する関連法令を相手側に適用しない水域

※ 特別協力水域

法令適用除外は行わないとしたものの、日台双方の操業を尊重しつつ、操業秩序の確立のため最大限の努力が払われる水域